

第3章 計画のめざす方向

1 基本理念

第3期計画では、すべての市民が生涯を通していきいきと、自分らしく、安心して暮らせるよう、地域における様々な担い手がつながり、支えあう仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築をめざして取組を進めてきました。

第4期計画では、第3期計画の基本的な考え方を引き継ぎ、「地域包括ケアシステム」をさらに深化させるため、地域住民が身近な課題を「我が事」として捉え、行政や関係機関、地域住民が「丸ごと」つながって、包括的支援体制を整備し課題を解決していくことで、持続可能な開発目標であるSDGsの考え方も踏まえながら「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現に向けて、次の基本理念を掲げ施策を展開します。

未来につながる 支えあいのまち 加古川

～いま一度 みんなでつなぎ育てる ^{まち}地域づくり～

2 基本的な視点

基本理念の実現をめざし、3つの基本的な視点を踏まえながら、住民が自ら行うこと（自助）、地域での見守りや支えあい（互助）、介護保険制度等による社会保険制度（共助）、公的な福祉サービス（公助）の連携による取組を進めます。

（1）地域における顔の見える関係づくり

隣近所や身近な人同士が、お互いを理解しようとする心を持ち、交流することで、日頃からつながりを持ち、顔の見える関係を築くことが重要です。ただし、「新しい生活様式」を踏まえた関係づくりも考慮する必要があります。

（2）協働による地域福祉活動の推進

地域においては、市民、ボランティア、地域団体、福祉・医療関係者、民間事業者、行政、社会福祉協議会など、地域福祉を担うそれぞれの主体が、お互いの役割を理解し、それぞれの強みを生かしながら協働による取組を進めることが重要です。

（3）地域の実情や住民のニーズを反映させた取組

多様な地域福祉の主体が協働することによって、地域の課題を早期に発見し、地域の実情や住民のニーズを反映させた課題解決に向けての取組を実践することが重要です。

※ 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年 9 月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における、令和 12（2030）年までの国際社会共通の目標です。

SDGs は、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されています。

すべての関係者が、「誰一人取り残さない」ために、経済・社会・環境などの広範な課題に、同時解決的に取り組むことをめざしています。

SDGs のゴールには、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」など、地域福祉計画でめざす「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現のための施策と、関連の深い目標が多くあります。

- 国は「SDGs 実施指針」を定め、SDGs の達成に向けた取組は地方創生の充実・深化につながるものであり、地方自治体の様々な計画に SDGs の要素を反映し、部局横断的に取り組むことを求めています。
- 国は令和元（2019）年 12 月に「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、SDGs の推進を求めています。
- 本市では、「加古川市総合計画」において、地方自治体を取り巻く社会経済環境のひとつとして SDGs を位置づけ、市民・事業者・行政などが連携・協力しながら、積極的に経済・社会・環境などの課題解決に取り組んでいくとしています。

■ SDGs の 17 のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 基本目標

基本理念の実現をめざし、3つの基本目標を定め、施策を展開します。

(1) 地域福祉活動に関する人・基盤づくり

地域福祉の担い手となる人材の発掘や育成を図るため、各種講座の効果的な周知方法や魅力的な内容を検討し、実施することにより、地域活動への参加意識を醸成するとともに、地域活動につながる仕組みを構築していきます。

併せて、複雑・複合化している地域課題に対応できる専門性の高い人材の育成に引き続き努めていきます。

また、既に様々な場所において活動している団体の情報発信や、これらの団体と地域ニーズとのマッチングを図るとともに、地域住民や団体同士が交流する基盤づくりを支援していきます。

(2) 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者、犯罪等から立ち直ろうとする人、外国人など、誰もが必要なサービスを確実に受けられるような情報提供体制や、複雑・複合化する相談に対応できる包括的な相談支援体制など、関係機関の情報共有や連携による重層的な生活支援体制の整備を図ります。

また、高齢者、障がい者、子どもなどへの虐待について、関係機関との連携をより強化し、迅速に対応していきます。

さらに、成年後見支援センターの開設に伴い、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な人が、自分らしく安心して生活をするためにその人の権利を守る支援を充実していきます。

(3) 地域の課題を支えあう仕組みづくり

生活支援コーディネーターによる地域資源の把握、地域課題の抽出を進めるとともに、「ささえあい協議会」において、地域住民、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員、教育機関等が連携し、地域課題の共有や解決に向けての協議を行っていきます。

さらに、地域の様々な担い手の見守り活動の充実を図るとともに、感染症等の新しい脅威にも対応した災害時における支援体制の構築を図っていきます。

また、誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしく安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築に向け、福祉・保健・医療の連携を強化するとともに、ACP（人生会議）の普及啓発などを通して、市民一人ひとりが求める人生の最終段階における医療・介護の充実を図ります。

4 施策の体系

基本理念

未来につながる 支えあいのまち 加古川

～いま一度 みんなでつなぎ育てる まち地域づくり～

基本的な視点

自助・互助・共助・公助の連携による取組

- 1 地域における顔の見える関係づくり
- 2 協働による地域福祉活動の推進
- 3 地域の実情や住民のニーズを反映させた取組

基本目標

地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進

- 1 地域福祉活動に関する人・基盤づくり
- 2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり
- 3 地域の課題を支えあう仕組みづくり

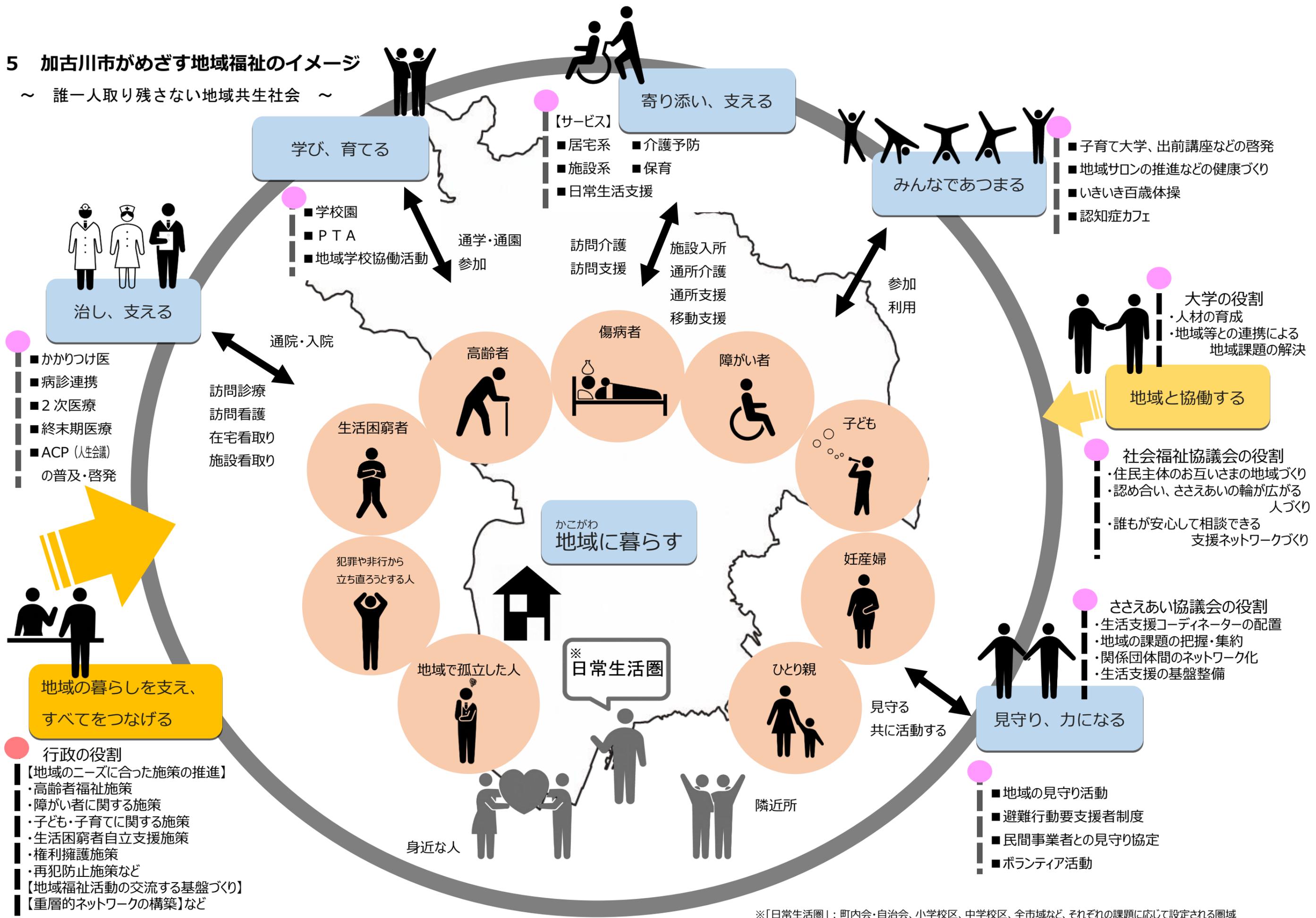
- (1) 人材の発掘と育成
- (2) つながる場の創設
- (3) 活動の支援
- (4) 参加意識の醸成

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) 相談窓口の充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 自立を支援する体制の充実

- (1) 地域課題の共有
- (2) 地域の安全・安心の確保
- (3) 福祉・保健・医療と生活関連分野の連携強化

5 加古川市がめざす地域福祉のイメージ

～ 誰一人取り残さない地域共生社会 ～



※「日常生活圏」：町内会・自治会、小学校区、中学校区、全市域など、それぞれの課題に応じて設定される圏域

